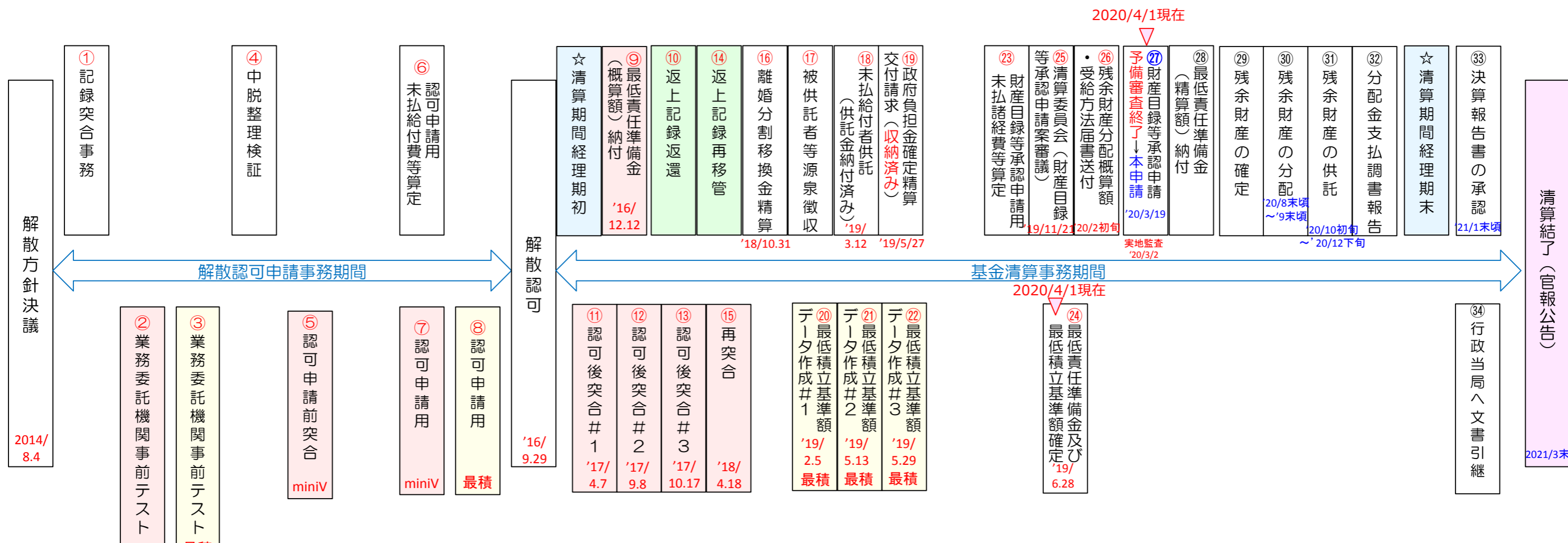


清算業務スキーム

清算業務スケジュールの進捗状況

【「27」厚生労働大臣へ本申請中、「1~26」完了済み】



【2020年4月1日現在における進捗状況】

第4回清算委員会（2019年11月21日開催）において、分配手続き等の清算業務に関する最終承認を得て、関東信越厚生局（以下「当局」と略す。）において、財産目録等承認申請書の予備審査を終え、3月2日に当局の実地監査を受け、2020年3月19日付で関東信越厚生局を通じて、厚生労働大臣へ本申請したところです。（関東信越厚生局長：同年3月26日決裁→同日付で本省へ進達）

次に、当局から、財産目録等の承認を得て、事業所毎の希望の分配方法（一時金分配《一時金受給又は企業年金連合会へ移換》、DB又は中退共への交付、DCへの移換）による残余財産の分配手続きに向けて、その第2段階として、事業所毎の分配金受給方法の取り纏め作業中です。

併せて、2月初旬（2月1日～2月8日）に、分配金手続き書類「基金解散に伴う残余財産分配金の受給方法等の申出について」等々に係るご案内文書の発送のうえ、分配金に関する業務（発送受付代行業務・コールセンター業務）を専門業者に委託のうえ、ご提出いただいた申出書の不備等を検証中です。

なお、3月5日付で当該申出書の未提出者に対する「[残余財産に関する「分配金受給方法申出書」等の受付締め切りの延長について](#)（最終期限：2020年3月19日）」をHP（新着情報）に掲載し、ご提出を勧奨しました。

- 返上記録データ
- 最低責任準備金データ(miniV)
- 最低積立基準額データ(最積)